

# 平成29年第8回筑紫野市農業委員会定例会

## 議事録

平成29年8月7日 午後2時59分

筑紫野市役所第5会議室

1 開会日時及び場所 平成29年8月7日 午後2時59分  
筑紫野市役所（第5会議室）

2 閉会日時 平成29年8月7日 午後3時31分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、  
岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、八尋一男、八尋雄二、  
平山正美、柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

井上裕一

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

筑紫野市環境経済部農政課農政担当主任 田頭徹朗

5 会議に付した事項

農地

報告第27号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について

報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について

議案第24号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定について

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画  
(案) に関する意見照会について

○議長：お待たせしました。時間が参ったようでございますので定例会を開催したいんですが、ちょっと井上委員ときょうは連絡がつかいません。何か御用事ができたと思いますが、一応定足数に達しておりますので、定例会を始めたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められました定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第8回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まずは議事録署名人の指名を行います。署名委員には、6番委員の砥綿委員、それから9番委員の平嶋委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の議事に従いまして審議を進めてまいります。既にお手元に配付しております議案目録の順序に従いまして、本日の会議を進めます。

まず最初に、報告から入っていきます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第27号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が1件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、福岡市博多区□□丁目□□-□□、□□。届出地の表示、□□-□□ほか2筆。田694.58平米、合計694.58平米。届出の事由、相続。あっせんの希望の有無、あり。

こちらにつきましては、あっせんの希望がありというふうに届出がなされております。別紙にあっせん申し出申請者ということで、きょう、二つあっせんの希望を上げておりますけれども、そのうちの一つです。□□の分、3筆、きょう配ったあっせん申し出申請者です。その3筆につきまして、位置図もつけておりますが、御本人も福岡市に住んでおって、なかなか耕作が難しいということで、ぜひ借りてほしいとか買ってほしいという申し出がっておりますので、□□地区の方を中心に、こういう農地を借りたい方をぜひ探していただければと思います。条件的にはあまりよくはないかと思いますが、申し出がっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長：今、御説明がありました。本件について質疑のある方は御発言願います。

（ なし ）

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終わります。

次に進みます。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第28号、議案書のとおり、農地の転用届出が2件ございます。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：では、読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□丁目□□-□□、□□ほか1名。届出地の表示、□□丁目□□-□□。田836平米、合計836平米。転用目的、駐車場。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成29年6月26日。

2番ですけれども、こちらにつきましては、8月4日に取り消しの申出書が出されましたので、削除をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長：今、御案内がありましたように、2番についてはないということで処理をしてください。本件について御質疑等ございましたら発言願います。

( なし )

○議長：ないようでございますので、報告をこれで終わります。

次に進みます。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第29号、議案書のとおり、農地の転用届出が7件ございます。事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、譲受人、筑紫野市□□丁目□□-□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□丁目□□-□□、□□。届出地の表示、□□丁目□□-□□、畑85平米、合計85平米。転用目的、敷地拡張。契約内容、贈与。構造規模、現況のまま利用。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成29年6月30日。

2番、譲受人、福岡市南区□□-□□、株式会社□□代表取締役□□。譲渡人、太宰府市□□丁目□□-□□、□□。届出地の表示、□□丁目□□-□□ほか1筆。畑470平米、合計470平米。転用目的、駐車場。契約内容、売買。構造規模、砂利敷き。工事期間、平成29年8月1日から平成29年8月31日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成29年7月7日。

3番、譲受人、筑紫野市□□丁目□□-□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□丁目□□-□□、□□。届出地の表示、□□丁目□□-□□。畑3.89平米、合計3.89平米。転用目的、公衆用道路。契約内容、通行地役権設定。構造規模、現況のまま利用。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成29年7月10日。

4番、譲受人、筑紫野市〇〇丁目〇〇-〇〇、〇〇。譲渡人、筑紫野市〇〇丁目〇〇-〇〇、〇〇（持分5万1,700分の1万3,909）。届出地の表示、〇〇丁目〇〇。田320平米、合計320平米。転用目的、住宅用地。契約内容、共有物分割。構造規模、現況のまま利用。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成29年7月18日。

5番、譲受人、筑紫野市〇〇丁目〇〇-〇〇、〇〇。譲渡人、筑紫野市〇〇丁目〇〇-〇〇、〇〇（持分5万1,700分の3万7,791）。届出地の表示、〇〇丁目〇〇-〇〇。田180平米、合計180平米。転用目的、貸家住宅。契約内容、共有物分割。構造規模、木造平屋建て。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成29年7月18日。

6番、譲受人、筑紫野市大字〇〇、〇〇。譲渡人、筑紫野市大字〇〇、〇〇。届出地の表示、〇〇-〇〇。畑330平米、合計330平米。転用目的、自己住宅。契約内容、使用貸借。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成29年9月1日から平成29年12月20日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成29年7月13日。

7番、譲受人、福岡市博多区〇〇丁目〇〇-〇〇、株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、筑紫野市大字〇〇、〇〇。届出地の表示、〇〇。畑812平米、合計812平米。転用目的、資材置き場。契約内容、売買。構造規模、盛り土、整地。工事期間、平成29年8月1日から平成29年8月15日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成29年7月18日。

以上です。

○議長：本件について7件一括して報告しましたが、質疑のある方は御発言願います。

私がちょっとお尋ねしたいんですが、事務局、いいですか。

3番の転用目的は、公衆用道路として使用するという意味でしょう。公衆用道路であれば、行政の市とか何かに公共用用地として申請するかと思います……。これは個人と個人の移動でわずかですが、これはどうなんですか。公衆用道路として使用するという意味でしょう。

○事務局：そうですね。

○議長：そういう意味ですね。転用目的が公衆用道路と書いてあるけど、それに使用するという意味ですよね。そういうふうに解釈しないと、公衆用道路といたら行政上しかありませんよね。市とか県とかでしょう。だから、これは表現が……。公衆用道路として使用ですね。

○事務局：公衆用道路として使用ですね、はい。

○議長：そういうふうに厳格に示しておかないと。わかりました。審議しながら、ちょっと確認しました。

ほかに何か御質疑等ございましたら、御発言願います。

（ な し ）

○議長：ないようでございますので、本件7件について、これで報告を終わります。

次、議題のほうに進んでまいります。

議案第24号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。  
3件ございます。

まず1番から2番、3番について、地区担当委員の説明をお願いいたします。

1番は□□委員、よろしくお願いいたします。

○委員：譲受人の住所、氏名、筑紫野市大字□□-□□、有限会社□□代表者□□。譲渡人、筑紫野市大字□□、□□。申請地の表示ですが、□□-□□。水田で692平米でございます。申請内容としましては、資材置き場として売買をし、買受者のほうで盛り土、整地をし、工事期間につきましては、平成29年9月1日から平成29年11月30日までとなっております。農地区分につきましては、第二種農地でありますし、資金は自己資金、土木屋さんでありますので自己でやるということでございます。それから、開発許可は不要で、用排水処理につきましては、区長、それから水利委員含めました承諾書が添付してあります。それから、都市計画区域につきましては、区域外になります。

中身ですが、次のページを見ていただきたいと思います。地図があると思います。ちょっと見づらいたと思いますが、これは□□号線のトンネルに抜けてるバイパスでございます。右の上が、先のほうでトンネルに入っていきます。料金所が以前ありました場所の北東側になります。場所的にはそういうところですが、実はここは細い道路がいっぱい走っておりまして、圃場整備をしてない地域です。黒く塗りつぶした申請地の上側、□□と書いてある土地ないしはその横も□□と書いてありますが、ここにつきましては現在、□□のほうで資材置き場として利用されております。

現地につきましては、□□推進委員さんと一緒に、7月17日の早朝に見に行きました。この□□の社長、□□さんと、それから行政書士さんと一緒に現地を確認いたしまして、現在のやつを拡大するという事です。周りをぐるっと回ったような感じになっておりますが、この分に水路なりがありまして、その向こう側は土羽で、バイパスの敷地があり、木が茂っておる状況です。ですから、日陰になるような場所で、ここの部分は将来的にもこういうふうな形で転用していただいて、資材置き場で利用されたほうがという。売られる本人さんも、そういう形で売られてるんだらうと思います。そういったことで、内容的には□□さんと一緒に、ぜひよろしくお願いいたしますということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

何か、事務局のほうで補足説明があればお願いします。

○事務局：申請理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりです。農地区分につきま

しては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第二種農地となります。水利承諾書についても無条件で添付してあります。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

採決につきましては一括してしたいと思いますので、次、2番、3番に進めさせてもらいます。

2番については□□委員、よろしくお願いします。

○委員：2番、説明いたします。譲受人が□□さんです。譲渡人、こちらは□□さんが破産をされて、弁護士の方が入っております。面積が、畑381平米。転用目的は養蜂場。これ、契約内容は、贈与ということになっております。これは後から事務局のほうに説明してもらいます。それから構造規模は、今が畑というか、もともと田であろうと思うんですが、30年ぐらいのクヌギの木などが立ってるんですよ。そこに、養蜂場のミツバチの箱を五つか六つか置いてあります。構造規模というか、畑の場所に現況のまま利用と書いてあります。それは、動かすにも、どうもこうもできないからですね。農地区分は第二種、資金は自己資金、これは贈与でただのようなものです。開発許可は要りません。それから、用排水処理は、近くの農地の人のオーケーの印鑑をもらってきてありました。ここは市街化調整区域です。

この□□さんという人が、農地も何も持たないのにいいのかなと思っていたら、事務局のほうで書類さえそろえればいいというような話だったので印鑑を押ししましたが、ちょっと引っかかるような、何かわからないようなところがあるので、今から事務局のほうに説明をお願いいたします。

○議長：どうもお疲れさまでした。事務局、今、2点ほど不可解な点がありましたので、補足説明をお願いします。

○事務局：譲渡人の□□さんにつきましては多分生前、今、□□委員の説明にあったように破産の状態にあったということで、亡くなった後、相続が発生するんですが、多分相続人が放棄されたと思われまして。それで、相続財産管理人ということで弁護士が入っているというような状態になっております。

現況につきましては、譲受人の□□さんは、□□さんの生前から借り受けて、畑として一部利用しておりまして、周囲は既に養蜂箱が設置してあるところなんです。このたび、弁護士と□□さんとの間で協議がまとまって、贈与ということで申請がなされたということです。□□さんとしても、わざわざお金を出してまで引き受けたくないということであるようです。贈与なら引き受けるということで、協議が調ったということです。弁護士としても、早く財産を処分したいということで協議が調っております。

現況のまま利用となっておりますけれども、若干、畑が残っておりますので、そこは転用ということになります。もう耕作はしなくて、その部分も養蜂場として、ある程度造成していただくことになるかと思えます。農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第二種農地になっております。

水利承諾書については条件がついておりますので、読み上げさせていただきます。三つほどあります。1、隣接する土地所有者の承諾を得ること。2、草刈りを3カ月に1度すること。3、蜂による被害を防ぐ措置を講ずることとなっております。1番につきましては、隣地の承諾書は添付してあります。あと、3につきましては、蜂による被害を防ぐ措置を講ずることになっておりますので、ネットを設けるなど何か対策を講じるように、この辺は指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。質疑は後で一緒に受けます。

それでは、3番につきまして、□□委員から御説明をお願いします。

○委員：3番、譲受人、筑紫野市□□丁目□□-□□、株式会社□□代表□□。譲渡人、筑紫野市大字□□、□□。申請地の表示、□□-□□、畑122平米、合計122平米。申請内容、転用目的、資材置き場。契約内容、売買。構造規模、盛り土、整地。工事期間は、平成29年9月10日から10月1日まで。それから審議事項でございますが、農地の区分、第二種。資金の内訳、自己資金。開発許可は不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域については、市街化調整区域であります。申請書類に水利関係承諾書並びに隣地承諾書は添付されております。

8ページに図面がついておりますが、□□推進委員さんと二人で、現地確認をいたしました。ちょうどここは□□になりますが、上を通ってるのはもとの県道□□号線です。下の市道にすぐ隣接する土地でございます。

現況は、竹林です。全く畑がつくられるような状況ではありません。竹林でいっぱいになっておりますが、面積が非常に小さいわけです。40平米足らずですけども、この隣接地を将来、拡張していきたいというお話でございました。

以上でございます。

○議長：事務局のほうで補足説明があればお願いします。

○事務局：譲受人の□□につきましては、現在、別の場所に資材置き場を確保しております。その土地が市街化区域内にあるということから、周囲において、今回、住宅地の開発が行われることになりました。そのため、やむを得ず、申請地へ移転することになったということです。

農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第二種農地となっております。



ます。水利承諾書は、無条件で添付してあります。

以上です。

○議長：今、3件について、それぞれ委員の方と事務局から説明がありましたが、質疑等がございましたら御発言願います。

( なし )

○議長：ないようでございますので、一括して採決を行いたいと思います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

( 賛成者挙手 )

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。次は、農政議案です。

農政議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：では、議案第11号について御説明させていただきます。筑紫野市役所農政課、□□です。よろしくをお願いいたします。

今回は、4件の農用地利用集積計画がございます。本件の趣旨としましては、4件とも同じでございます。□□集落の耕作者が地域の担い手の方に農地を集積する目的で、福岡県の農地中間管理機構というものを利用するものです。農地中間管理機構では、地域で耕作を続けていくことが困難な農家様などから農地を一旦借り受けて、その地域の担い手で希望される方に農地を集約して貸し付ける農地中間管理事業という管理事業を行っています。

では、詳細について御説明させていただきます。上から読み上げていきます。

番号29-08-001、貸付者名、□□、貸付者住所、□□番地の□□。所在地に飛びます。大字□□-□□、登記地目、畑。設定面積、1,012平米です。

続いて二人目、29-08-002、□□さん、貸付者住所、□□番地。所在地、大字□□-□□。畑、設定面積は、755平方メートルです。

続いて、29-08-003、□□さん。貸付者住所、□□番地。所在地は、大字□□。登記地目、畑、676平米。

続いて、29-08-004、□□さん。貸付者住所、□□番地。所在地、□□-□□番地。登記地目、畑1,612平方メートル。

4名とも、借受者につきましては、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長□□。

利用権の内容は、賃借権。水田で、始期が平成29年11月1日、終期が平成39年10月31日の10年間。

賃借料は1万円でございます。

合計面積、4,055平方メートルです。

以上、本件について御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長：本件について、質疑等ございましたら御発言願います。

ちょっと一つだけお尋ねしたいんですが、登記の地目が畑になってますよね。そして、利用権の内容は水田となっています。これは、もともと現況は水田なんですか。

○農政担当：現況は水田です。登記地目が畑になってるんですけども。

○議長：じゃあ、水田として長年利用されてたから、そのまま。

○農政担当：そうです。ずっと水田として米の生産がされていた土地です。

○議長：じゃあ、これでいいんですね、地目は。

○局長：はい、大丈夫です。

○議長：わかりました。ありがとうございます。

○委員：これは、現況は水田になってるんですか。

○農政担当：なっています。

○委員：水田として活用できるんですか。

○農政担当：そうですね。

○委員：昔、畑に決めてから、水入れて、水田になってる。

○農政担当：おっしゃるとおりで、水田として活用できる圃場という形です。

○議長：ほかに何か、御質疑等ございましたら御発言願います。

( なし )

○議長：ないようであれば、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

( 賛成者挙手 )

○議長：御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することにいたしました。

次に進めさせていただきます。

農政議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に関する件を議題といたします。計画の内容について、農政担当者の御説明をお願いいたします。

○農政担当：では続いて、農政議案第12号について御説明いたします。

こちらについては、先ほど御審議いただきました議案第11号の四つの農地につきまして、農地中間管理機構に対し、地域の担い手への配分計画を提案するものでございます。借受先の配分案としましては、□□集落の担い手でございます農事組合法人□□に、先ほどの全面積4,055平方メートルを配分する計画案を作成しております。

こちらにつきまして御審議をお願いいたします。

○議長：本件について御質疑等ございましたら。

（ なし ）

○議長：ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に御意見がないようでございますので、御意見なしと認めますがよろしいでしょうか。皆さんの挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長：ありがとうございます。一応ないものと認めます。

あと、若干事務局のほうからありますが、定例会の議事は予定どおり、これで終了いたしました。以上をもちまして定例会を締めさせていただきます。

以上をもちまして、平成29年第8回筑紫野市農業委員会定例会を閉会といたします。お疲れでございました。